

武田氏領箕輪城代の権限についての再検討 : 軍事指揮権を中心に

恩田, 登

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

89

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

12

(発行年 / Year)

2022-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026038>

武田氏領箕輪城代の権限についての再検討

—軍事指揮権を中心に—

人文科学研究科 史学専攻

博士後期課程三年 恩田 登

はじめに

城代というと近世の城代を思い起こしやすいが、本稿で扱うのは戦国期の城代である。城代を辞典でみると、「城主に代わって、諸事を統轄（とうかつ）した家臣の長」と記述されている^①。東国の戦国大名である後北条・今川・武田氏等は、領国支配の拠点（城郭）に城代という役職（機関）を置いていたとされる。

実方寿義氏は、後北条氏の支城制の検討において、城代に言及している^②。実方氏によれば、支城主と城代の関係は以下であるという。まず支城領は旧城主領が大部分であり、支城主は天文前期では旧城主（他国衆）であり、城代は後北条氏一族や上級家臣が補任されていた。そして天文後期になると、支城主は後北条一族となり、城代は上級家臣の補任であったという。また城代の任務遂行には、本城当主（後北条氏当主）の命令が必要であったと述べている^③。

また黒田基樹氏は、後北条氏の領域支配の単位となっているのが、「郡」と「領」であり、「郡」に対して領国制的公事の賦課・収取権を行使しているのが、「郡代」であるという^④。そしてこの「郡代」に「支城」配属の軍事力「衆」の指揮権を持つものが「城代」であるという^⑤。またこの「城代」にはほぼ譜代家臣

のなかでも「北条氏一族」という北条氏御一家衆に準ずる存在か一部の北条氏御一家衆のみが任用されている^⑥。さらに黒田氏は後北条氏領国の城代について「郡代」「城代」「支城主」「支城領主」という四種類の区分から説明をしている^⑦。

次に有光友學氏は今川氏領国における「城代」について、黒田基樹氏が性格付けした後北条氏の「城代」と同じく、その権限は軍事力の構築とそのため領国制的公事（城砦普請や兵糧調達）の所務にとどまるものという見解である^⑧。

では武田氏領はどうかというと、柴辻俊六氏は「当主・支城主・城代・在城主・城番主」の区分において城代の権限を説明している^⑨。それは、武田氏当主が立法・裁判・外交・宛行・軍事指揮等の一一項目の権限を保持しているのに対し、城代の権限は、外交・軍事指揮・城領内指南の三つであるという^⑩。さらに城代は在地支配の領域的展開はみられず、極めて軍事的な配慮のもとに派遣された城主である^⑪。そして具体的には、海津城代の春日虎綱、箕輪城代の浅利信種、牧之島城代の馬場信春、江尻城代の山県昌景、岩櫃城代の真田幸綱の他に、六つの城とその城代の名を挙げている^⑫。海津城と牧之島城は对上杉氏への拠点であり、北信濃に位置する。そして江尻城は、駿河の拠点であり、対後北条氏への対応拠点でもある。岩櫃城は西上野北部の拠点として機能していた^⑬。では、

〔表1〕箕輪衆および厩橋衆の内訳（傍線は、以前の上州一揆構成員）

衆	統率者	氏名
箕輪衆	長野	(長野) 新五郎・南与太郎・小熊源六郎・長野左衛門・ 浜川左衛門尉・羽田彦太郎・八木原与十郎・須賀谷 筑後守・土塩左衛門四郎・下田・大戸中務少輔・漆原・ 内山・高田小次郎・和田八郎・羽尾修理亮・倉賀野 左衛門五郎・依田新八郎
厩橋衆	長野藤九郎	長野彦七郎・大胡・引田伊勢守

(峰岸純夫『中世の東国 地域と権力』東京大学出版会、1989年、150頁より引用し、筆者作成)

これから第一章で箕輪城代についていき、順に本稿の検討課題について検討を進めていこう。

一 箕輪城代の起源と変遷

本稿で扱う箕輪城代は、武田信玄が永禄四年（一五六二）一月から西上野へ侵攻し、その後永禄九年（一五六六）九月、箕輪（現高崎市箕郷町）城主長野野氏を滅亡させた後、武田氏の家臣が箕輪城に置かれたものである。

この箕輪城代について栗原修氏は、武田氏による箕輪城攻略後の箕輪領の領域支配再編について、明らかにしている。⁽¹⁸⁾ 同氏は、永禄一〇年（一五六七）三月頃、箕輪領の知行再編成が行われたとし、知行再編成の地として箕輪城近辺と神流川北岸（現群馬県藤岡市）、そして小鼻輪郷内（現高崎市）と大窪郷内（現吉岡町）を挙げている。⁽¹⁹⁾ しかし箕輪領についてこれ以上言及しては、

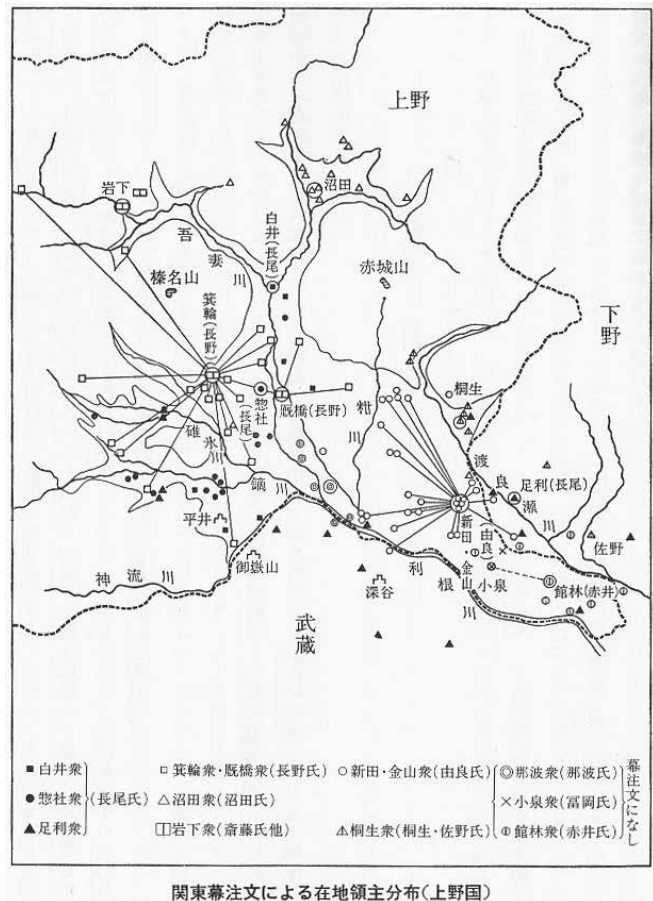
箕輪領全体の形は、おぼろげといえる。これに対して長野氏が支配していた領域は、峰岸純夫氏が提示した「関東幕注文による在地領主分布（上野国）」の図⁽²⁰⁾によれば、箕輪衆と厩橋衆＝長野氏勢力となつてゐる。以下に参考として、峰岸氏見解の「表」と「図」を掲示する。

図をみると箕輪城を中心に東西南北の遠方にも従属武士が存在していたようである。しかし箕輪城代が管轄した箕輪領は長野氏が支配していた地域と違つていた可能性も考えられる。なぜなら長野氏は、信玄に攻められ滅亡してお

り、長野氏時代の支配関係が断絶しているからである。

また井上哲朗氏は、箕輪領について以下のように述べている。⁽²¹⁾ 長野氏の箕輪領が、由良氏の新田領と同等のものであったか疑問であるという。「関東幕注文」の「箕輪衆」は広域に分散しており、「長野氏系図」等によれば、それらは長野業政の娘一二人の嫁ぎ先である。また、「箕輪領」は史料上には「小鼻輪」（現高崎市小埜）を指したものの一点（天正二年正月七日付北条氏邦判物）⁽²²⁾しか見当たらない。箕輪衆は「領」というより、かつての上州一揆の旗本長野氏を盟主とする在地領主間結合といったもので、箕輪領は箕輪長野氏及びその被官直接支配下の西上州中央部一帯に過ぎないのではないかとの見解である。

このように井上氏は、箕輪領を箕輪長野氏とその被官が直接支配している地域である、西上州中央部一帯であるという、やや狭い領域であったという解釈



をしている。

また黒田基樹氏は、箕輪城は西上野中南部（およそ小幡氏領と岩櫃城（吾妻郡）管轄領域を除いた地域）を管轄する領域拠点として確立されたと述べている⁽²³⁾。黒田氏は箕輪領を、井上氏よりも広い領域として提示したといえる。

結局のところ、これら見解を踏まえても、箕輪城代が管轄した箕輪領の領域は、いまだはつきりしないといえ、検討課題として残っているといえよう。

これに対して丸島和洋氏は、内藤昌月期の箕輪城代の権限が及ぶ領域が、吾妻・利根郡（概略の北毛地域）以外の西上野一帯との見解なので、長野氏の支配していた地域よりもさらに広範囲を想定したといえる。丸島氏は、栗原氏の研究を踏まえ、勝頼期箕輪城代内藤昌月宛「在城定書」を検討している⁽²³⁾。そこで丸島氏は、箕輪城代の権力が内藤昌月期になり、それ以前より強化され、「西上野郡司」と呼べるものであったとの主張をしている⁽²⁶⁾。

しかしこの丸島氏の見解が出されたとき、丸島氏の「郡司」論⁽²⁷⁾に批判的な見解を示したのが、柴辻俊六氏であり、丸島氏が城代を「西上野郡司」等の「郡司」という用語を使用し、説明していることに対し、郡司は「古代国郡制の遺称」に過ぎないと言っている⁽²⁸⁾。本稿は、この柴辻氏の見解に注目して、箕輪城代の権限について再検討を試みる。

以下、栗原修氏の見解⁽²⁹⁾をもとに、筆者作成の箕輪城代の変遷を掲示する。

①永禄九年（一五六六）九月～永禄一〇年（一五六七）、春日虎綱（永禄一〇年三月から真田信綱が合流）在番

②永禄一一年（一五六八）～永禄一二年（一五六九）一〇月、浅利信種（三増峠の戦いで戦死）

③永禄一二年（一五六九）一〇月～天正三年（一五七五）五月、内藤昌秀（長篠の戦いで戦死）

④天正三年（一五七五）五月～天正七年（一五七九）、不在期

⑤天正七年（一五七九）二月～天正一〇年（一五八二）三月、内藤昌月（当月、

武田氏滅亡）

春日虎綱⁽³⁰⁾は、永禄三年頃からの海津城代であり、永禄九年九月に箕輪城主長野氏を信玄が滅亡させた直後に、箕輪城の在番をさせた武田氏のなかで重用された家臣である。そして浅利信種⁽³¹⁾は、奉行を務めた史料がみえるので、信玄の近くに仕えた家臣といえる。さらに内藤昌秀⁽³²⁾は、武田氏を支えた宿老のひとりとされている。また内藤昌月⁽³³⁾は、保科正俊⁽³⁴⁾の三男であり、昌秀の養子である。

このようにみてきて城代に補任されている者は、各戦国大名一族や上級家臣であるといえるが、一概にひとくくりできるものではないようである。戦国大名各氏の当主が、専権として、その都度、適任者を据えたのではないだろうか。

尚、永禄九年～一〇年に関してだが、初代箕輪城代が甘利信忠⁽³⁵⁾であった可能性を黒田基樹氏と丸島和洋氏が指摘している⁽³⁶⁾。栗原氏の見解である春日虎綱が、箕輪城に確実に在城していたという根拠が未だ弱いため、この点は今後の議論が必要とされる。

では、次に武田氏当主と箕輪城代の関係を視角として、箕輪城代の権限について再検討をしよう。

二 箕輪城代の権限

1 行政的権限

まず城代の行政面の権限についてふれる。仮に「行政的権限」と呼称する。では、箕輪城代の箕輪領支配について議論になつていく史料をみてみよう。

〔史料1〕武田家朱印状『戦国遺文 武田氏編』一五三六号。以下、『戦武』と略す）

覚

一、如⁽³⁷⁾浅利右馬助時、無⁽³⁸⁾思慮、可⁽³⁹⁾配当⁽⁴⁰⁾判形之事、

付、条々有^二口上^一、

一、岩鼻之執出可^レ破却^レ哉否儀、畢竟可^レ依^二耕作之有無^一之事、

付、条々有^二口上^一、

一、玉村郷、去年和兵上表候キ、三分一も四分一も令^レ耕作、悉無^二荒田^一之様調法之事、

一、惣社之内、井田并百姓右手負故、可^レ為^二荒田^一之由伝聞、誠不^レ可^レ然、相論之連々可^レ聞合候、双方共致^二屈睦^一、先耕作催肝要^二候事^一、

一、惣而上野西辺儀、不^レ得^二下知^一候共、民百姓安穩居候之様、可^レ被^二申調一事^一、

一、輝虎于^レ今沼田在^レ滞候哉、此所具被^レ聞届、以^二早飛脚^一注進候事、

一、近日出馬必然之事、

付、上州衆如^二指図^一參^二陣時節^一之事、

一、在陣留守中、箕輪并近辺仕置不^レ可^レ有^二油断^一之事、

卯月十日

(永禄十三年)



(宛名を欠く・内藤昌秀宛カ)

栗原修氏は、本史料について、八条目の文言から箕輪城代に宛てられた覚書であることを指摘し、一条目の文言からその箕輪城代は浅利信種の後任者であること、それは内藤昌秀であると、また年次は、昌秀が箕輪に着城した元亀元年前後（永禄一二年一〇月から元亀元年四月）から信玄の死去した元亀四年四月までの間に出されたものと推定でき、箕輪城代に任じられた直後の発給とみれば、永禄一三年（元亀元年）に比定するのが妥当と述べている。そして箕輪城代が支配している地域が箕輪領（箕輪ならびに近辺）であり、「上野西辺」は昌秀の管轄地域外であるが、「紛争を調整して田畑の耕作を奨励させるといった

権限を有していた」と指摘をしている。これについては、箕輪ならびに近辺は、箕輪城と箕輪城の周囲とその近辺を指すと考える。また「上野西辺」は、西上野の西地域であると考えられるが、具体的には不明である。このように考えると、箕輪領自体の境界がはつきりしないといえよう。

これら栗原氏の見解を受けて丸島和洋氏は、本史料について以下のように述べている。第一条の「如^二浅利右馬助時^一、無^二思慮^一可^レ配当^二判形之事^一」の文言から判物発給権を有している。そして第三条の「玉村郷、去年和兵上表候キ、三分一も四分一も令^二耕作^一、悉無^二荒田^一之様調法之事」の文言から「玉村郷（那波郡）を箕輪城代の管轄下に置き、耕作を命じている点も注目される」とし、勸農を指摘している。さらに第五条の「惣而上野西辺儀、不^レ得^二下知^一候共、民百姓安穩居候之様、可^レ被^二申調一事^一」は、治安維持である。

さらに丸島氏は、箕輪城代を「西上野郡司」と位置づけ、以下の権限を提示している。①判物発給を認められる、②西上野全体に対しある程度の裁量権（治安維持と勸農が主体）、③所領宛行などは、武田家朱印状を奉じる形で行なった。そして内藤昌月期になると、この西上野郡司の権限は、昌秀期よりもさらに強化されたと主張した。

これに対して柴辻俊六氏は、城代についての自身の考えから、丸島氏の見解を批判的にみている。

柴辻氏は、丸島和洋氏が主張する郡司については、平山優氏の「城代＝郡代」説を継承して、管轄地域内の軍事指揮権を有する「城代」と諸役・公事の賦課・収取権を有して直轄領を管理した「郡代」を兼ねた存在と理解したものである。そして平山氏が例にあげた川中島郡司は、川中島四郡の領域的支配の実態は希薄であり、単に在番衆への軍事指揮権と、城に附属している在城領の支配や治安維持、周辺大名・領主との外交交渉が委任されていたにすぎないという。

このように柴辻氏は城代の権限の拡大評価には慎重な立場である⁽⁴⁶⁾。これに対して丸島氏は城代の権限を拡大評価する立場であるといえる。

ちなみに丸島氏は、「西上野郡司」については、天正八年三月吉日付「長谷寺所蔵観音堂造立棟札」（群馬県高崎市〈旧榛名町〉・長谷寺所蔵、『戦武』四二八六）に、「当国郡代内藤昌月」の記載があり、これを「郡司」への根拠としている。確かに「郡代」の記載が確認できる。しかし、「郡司」という記載ではない。諏訪郡司以外で一次史料に郡司の用語が出て来ない状況で、一律に郡司という用語を当てはめてみたことに、無理があったといえないだろうか。

また丸島氏は、「箕輪城代は浅利信種―内藤昌秀―（工藤長門守代行カ）―内藤昌月と継承されており、それぞれ郡司の権限を有していたと推測される」と述べている⁽⁴⁷⁾。先にみたように箕輪領の範囲が不確定であることを考慮すると、箕輪城代の権限が大きなものとして代々継承されてきたと推定してよいのだろうか。

では、箕輪城代の権限は実際どうであるのか。

例えば、史料1の第一条の丸島氏見解である判物発給権について、関係史料を提示して検討してみよう。

〔史料2〕内藤昌秀判物 『戦武』一六五六

定

湯浅新七郎方屋敷之竹木之事、（内藤昌秀）修理亮二不_レ相理_レ而、不_レ可_レ剪取_レ、若有下背_レ此旨_レ輩_上者、（高輪市箕輪町）別箕輪御城へ可_レ被_レ召連_レ者也、仍如_レ件、

元龜二年 内藤

二月十九日

昌秀（花押）

（宛名を欠く）

〔史料3〕武田家朱印状写 『戦武』一九〇九

定

父主水佑討死、忠節無_レ比類_レ候、因茲_レ牛田・白塩之内百貫文之所、被_レ下置_レ候、自今已後可_レ励_レ戰功_レ事肝要之由、被_レ仰出_レ候者也、仍如_レ件、

元龜三年_{甲壬} 内藤修理亮_{（昌秀）} 奉_レ之

六月九日（竜朱印を欠く）

高山与次殿

〔史料4〕武田家朱印状写 『戦武』二二二二

（竜朱印影）



定

信上両州之間、往還之伝馬無_レ怠慢_レ相勤候之条、御普請役一切被_レ成_レ御赦免_レ訖、但於_レ上州一統之御普_{（龍）}□_一者、無_レ異儀_一可_レ被_レ出_レ之旨、被_レ仰出_レ者也、仍如_レ件、

癸酉_{（天正元年）}

内藤修理亮

十一月廿五日

奉_レ之

上州_{（安中市井田町）}坂本郷之地下人

史料2の内容は竹木安堵である。宛所を欠くが、湯浅新七郎屋敷は、箕輪領として箕輪城代の権限が及ぶ地域にあるのであろう。箕輪城近辺の可能性がある。箕輪城代内藤修理亮昌秀は、場所が箕輪領内である点と竹木安堵という緊急で直接的な案件なので判物を発給できているといえる。また湯浅新七郎が昌秀直属の直参衆の一人と考えることもできる。しかし史料3・4で昌秀は武田氏当主の奉者とみえ、判物発給ではない。史料3は、武田信玄が竜朱印状で西上野衆の高山与次に知行安堵をしている。箕輪城代内藤昌秀は西上野衆高山氏に対し、武田氏当主の意を取次している位置づけである。また史料4は、上州坂本郷の地下人が普請役の免許をされたものである。武田氏当主武田勝頼の意を箕輪城代内藤昌秀が取次をしている。坂本郷は、武田氏の支配地となっていたといえる。欠字があり、武田氏当主の権威を高めている。地下人といえども

武田氏当主が直接命令を下し、箕輪城代は取次をしているに過ぎない。このことから、箕輪城代の判形（判物）発給はごく限られた事項と考えられる。そして判形発給は丸島氏が主張する判形発給権といえる権限にまでに高められていたものであるのか。ただ単に箕輪領近辺に判物を発給する権限に過ぎないのではないかということが気になる点である。

この点、武田氏の奉書式印判状について片桐昭彦氏の見解に従うと、片桐氏は、「武田家の奉書式印判状は、奉行等の権威上昇を抑え込み、その権限を一元的に武田家当主に集中させる効果を持たせた」と述べており、⁽⁴⁸⁾武田氏当主の中央集権的な体制を指摘している。これは武田氏の奉書式印判状が、武田氏当主の権威を高める効果を発揮していたということである。片桐氏の、武田氏の奉書式印判状見解には、賛成である。箕輪城代の権限はあくまでも武田氏当主の「意向」「仰せ」を取り次ぎ、下達しているといえるであろう。

次に、史料1の第三条について丸島氏は「和田業繁が返上した玉村郷（那波郡）を箕輪城代の管轄下に置き、耕作を命じている」と述べている。⁽⁴⁹⁾これについては、玉村郷をできるだけ荒田がないように耕作をさせるようにと、信玄が箕輪城代に命じていると捉えることができるのではないだろうか。これは勸農の責任を箕輪城代に負わせていると考えられ、行政的権限であるが、広義に荒田を防ぐことに視点を当てれば軍事にも関係する事柄といえる。荒田が多くなれば、軍事面では、兵糧確保や、夫役の調達に支障がでると考えることができる。

また第五条について丸島氏は、「西上野（上野西辺）」においては信玄の下知を待つことなく、百姓が暮らせるように処置をとることを許されている」と述べている。⁽⁵⁰⁾これについてもこの条文の文言から、信玄が下知（命令）を出さなくても、民百姓が安穩に暮らせるように取り計らうようにという解釈ができて、信玄が箕輪城代に責任を負わせているといえるのではないだろうか。つまり百姓が安穩に暮らせるように保障するのであるから、行政的権限のみならず軍事

にも関係するといえる。百姓の生活が安定していなければ、百姓の逃散や欠落等で、年貢・公事の収取、夫役の調達等で支障が生じると考えられるからである。

以上から箕輪城代の行政的権限は、あくまでも武田氏当主権限の取次であって、箕輪城代独自の権限行使は、箕輪領等における緊急で直接的な場合に行使されていたといえる。そして、武田氏当主の命令は、細部にまでに及んでいたといえるであろう。

2 軍事指揮権

丸島和洋氏は、『甲陽軍鑑』（以下、『軍鑑』と略す）巻八「武田法性院信玄公御代惣人数事」に記された内藤昌秀の相備（寄騎）に、たいら・高山・白倉・きべ・あまお・くらがの・ごかん・ながねの諸氏が昌秀の指揮下にあつたとされることから、⁽⁵¹⁾「昌秀の段階で、西上野一帯の中小国衆が軍事指揮下に置かれていることが想定できる」と述べている。⁽⁵²⁾このことから箕輪城代は、西上野の中小国衆に対して軍事指揮権を行使できる立場であつたと考えられる。

また平山優氏は、武田氏と先方衆（外様国衆）の関係で、「指南』郡司もしくは城代』は戦時には、寄親となり、先方衆はその指揮下に入ることになってい」と述べている。⁽⁵³⁾平山氏の見解に従えば、箕輪城代は戦時には、外様国衆である西上野衆の寄親となり戦闘指揮権等を行使し、西上野衆は箕輪城代の寄子となり、寄親の指揮命令を受ける立場となるのである。しかし箕輪城代の戦闘指揮権等には、武田氏当主の委任を受けてという権限の制約があつたと考えるべきであろう。以下、その辺りをみていこう。

そもそも軍事指揮権の定義はどのようなものか。

漆原徹説（南北朝期）では、①軍勢催促権（軍勢動員権）、②戦闘指揮権、③戦功認定権、④幕府侍所への戦功および戦況注進権、⑤感状発給権、⑥行賞権

(所領給付権等)となっており、軍勢催促状・着到状・軍忠状・拳状・進進状・感状・宛行状等の証判および発給によって確認できるといふ³⁴⁾。北村圭弘氏は、南北朝期・室町期の近江京極氏権力について漆原説を援用し検討をしている³⁵⁾。それは、諸権限を二つに分けて見解を提示している。(一時的権限(足利將軍の専権事項)は、上記①、⑤、⑥にあたり、②③④に対して明らかに優越している。(二次的権限)は上記②、③、④にあたり、現地指揮官として機敏な情勢対応が求められる守護や大将に、最初から一定度委任することを前提とした権限ということである。このことから戦国期においても、武田氏当主から現地指揮官となる城代等には、一定の戦闘指揮権が委任されていたと考えることに無理はないと考える。先行研究において、室町期から戦国期への体制論で、連続または断絶かの議論があるが、軍事指揮権については連続で考えてよいのではないだろうか。

例えば、久留島典子氏は「戦功の記録 中世から近世へ」で、一五世紀後半になると、軍事関係文書の中心は戦功を賞する感状となり、軍忠状などの戦功記録・申告文書の残存例は全国的にわずかとなると述べている³⁶⁾。しかし、恩賞を得ることの重要性から、首取りという行為が戊辰戦争まで残っていたことも述べている³⁸⁾。文書形式の変遷(戦国期になると軍忠状が見えなくなっている)を考慮しても、軍事面での権限である軍事指揮権自体に南北朝期から戦国期にかけて、大きな変遷があったとはいえないのではないだろうか。

そこで本稿においては、④の「幕府侍所」を「武田氏当主」と置き換えし、また戦国期文書の文言に注目することで、戦国期に漆原説を援用して箕輪城代の軍事指揮権を考察してみたい。また同時に史料の文言から、箕輪城代が置かれていた立場、位置づけについても注目したい。

まず信玄期箕輪城代の軍事的権限が窺える事例として、永禄一二年(一五六九)比定、閏五月一六日付浦野宮内左衛門尉宛武田信玄書状(『戦武』一四一三

号)に「不図駿州表へ出三人衆一候、然者武州筋為行、浅利右馬助箕輪へ遣候、(中略)如浅利異見、無表裏戦功可為本望一候」(傍線は筆者、以下同じ)とある。箕輪城代浅利信種は、甲府へ呼ばれて信玄のもとにいと推測される。その箕輪城代浅利信種を箕輪城へ戻すから、浦野宮内左衛門尉はその浅利の指示に従って軍役を務めるように信玄が命じていると考える。「如浅利異見」は単に意見ではなく、信玄からの指示を受けた箕輪城代浅利信種のさしずと考えられる。箕輪城代浅利信種は、武田氏当主の委任のもと、その代理権を行使する立場で、西上野中小国衆である浦野氏に対して、現場での軍事指揮権(戦闘指揮権)を行使できたと考ええる。

次いで勝頼期の事例として、天正二年(一五七四)比定、閏一月九日付浦野宮内左衛門尉宛武田勝頼書状写(『戦武』一三九五号)では、北条氏政から勝頼への依頼として、沼田と厩橋間で上杉勢に対しての牽制となる軍事行動をしてほしいとの催促がきているので、「内藤有談合、河東へ可被相勤事肝要候」とあり、浦野宮内左衛門尉は箕輪城代内藤昌秀へ相談をして、河東へ軍事活動をしてほしいとの武田氏当主勝頼命令である(武田氏当主委任の箕輪城代の戦闘指揮権)。

次いで同じく勝頼期の事例として、天正三年(一五七五)比定、四月五日付内藤修理亮昌秀宛武田勝頼書状(『戦武』一四七九号)では、「為始岡谷因幡、近辺之直参衆并各同心、十二日着府候様ニ可有参陣之由、堅催促肝要候、猶其元留守中之用心以下、筑前守二被申置、其方者早々出陣尤候」とあり、長篠の戦へつながる軍事作戦の出陣である。勝頼は四月一二日に信玄の三回忌を行つての出陣である。箕輪城代内藤昌秀は、岡谷因幡(岡谷因幡守カ)をはじめ、近辺の直参衆や同心(西上野衆)に参陣を催促する権限を武田氏当主勝頼から委任されている(軍勢催促)。そして傍線部Bより、留守中の用心を筑前守(箕輪城の守備責任者)に言いつけて、昌秀自身は早々に出陣しなさいとの勝頼命

令である。このように箕輪城代内藤昌秀は、武田氏当主の命令にすばやく反応し、行動しなければならぬように統制を受けていたといえる。

しかし西上野衆中には一手役を構成できる小幡氏があり、別に勝頼から出陣要請（軍勢催促）があったと考える。なぜなら西上野衆中で小幡氏に次ぐ二番目の軍事力保持者である安中氏へ勝頼からじきじきに諏訪上原への出陣要請（軍勢催促）があるからである。天正三年（一五七五）カ比定、三月二四日付安中左近大夫景繁宛武田勝頼書状〔戦武〕二四七三号〕には、「計策之首尾相調候条、来朔日令ニ出馬一候、三日ニ諏訪上原へ參陣尤候、於此度ニ者別而可レ被レ催ニ人数ニ事肝要候」とある。

このように有力国衆である小幡氏や安中氏は、箕輪城代との軍事指揮関係で中小国衆とは違いがあったと考える。小幡氏や安中氏に対しては、箕輪城代を通してというよりは、直接に武田氏当主から命令（軍勢催促）を受けていたといえるだろう。

また信玄期の事例として、元亀元年（一五七〇）九月一〇日付箕輪在陣衆・同御番手衆宛内藤昌秀証文〔戦武〕一五九三号〕から箕輪城の守備は、「箕輪在陣衆」と「箕輪御番手衆」からなっていたといえる。そして少なくとも箕輪御番手衆は交代制が考えられる。そして箕輪城近辺やその他に直参衆が存在していたといえる。箕輪城代が出張の場合、守備軍と出張軍に分かれたということだろう。また内容は極楽院屋敷并山竹木剪執りの禁制であり、箕輪城代内藤昌秀の通達である。このように箕輪城代は、武田氏の出先機関として、箕輪領に禁制を出す権限を武田氏当主から委任されていた。

以上箕輪城代は、武田家の出先機関として、武田氏当主から統制を受ける形で、軍事指揮権を行使していたと考えられる。つまり武田氏当主の委任による代理権として、軍事指揮権を、中小規模軍事力の西上野衆に対して、行使をしていたと考える。

三 武田氏当主の軍事指揮権

前章では、箕輪城代の軍事指揮権が上位権力である武田氏当主の意向に添った権限行使や取次の権限などにすぎないことを確認した。そして片桐昭彦氏の武田氏の奉書式印判状の見解を紹介した。本章では武田氏当主の軍事指揮権が、実際のどのような様相で行使されていたのかをみていくことにする。

では時系列に武田氏当主信玄・勝頼が具体的に軍事指揮権を行使している事例をみていこう。

まず、武田氏当主信玄による有力国衆への軍事指揮権行使例として、永禄一年（一五六八）比定、一二月二四日付信童斎・小幡上総□□宛武田信玄書状〔戦武〕一三四五号〕では、「仍後詰遅々、定而可レ致処不審候、駿・相兩國之間ニ調略□旨候条、相ニ調分國之人數ニ、不レ始ニ引率出馬ニ、此節凶徒不レ滿レ為ニ退伐ニ、于今在國意外之次第候」とあり、信玄が西上野衆の小幡氏（憲重・信真父子）に対して、駿河における後詰としての出陣を催促している（軍勢催促権）。

また信玄が、箕輪城代内藤修理亮昌秀へ軍事指揮権を行使した例を確認しておきたい。元亀元年（一五七〇）比定、九月七日付山吉豊守宛北条高広書状写〔新編高崎市史〕資料編4 中世II、三九二号文書〕では、「仍信玄至ニ于岩村田ニ着陣ニ付而、箕輪之城主内藤修理亮、為レ迎罷越候由、堺目之者、於ニ箕輪令ニ見聞ニ、昨戌刻告来候間」とあり、傍線部Cより、信玄が岩村田（長野県佐久市）へやってきて着陣したことと、箕輪城代内藤修理亮昌秀が信玄を出迎えるため、西上野の箕輪城から西へ進み、白井峠（碓氷峠）を越え、信濃国佐久郡の岩村田まで出かけたことが、箕輪領における見聞で、わかったということである。厩橋城主の北条高広は、この時点では越後上杉氏の重臣であり、同じく越後上杉氏の家臣山吉豊守へ武田方の情勢を知らせる書状を出したというこ

とである。この内容から箕輪城代は武田氏当主により直接の統制を受けているといえよう。

さらに信玄が小幡氏当主弟へ軍事指揮権を行使した例として、元龜三年（一五七二）六月九日付小幡氏部助宛武田信玄判物写（『戦武』一九〇六号）では、「別而有_二奉公之旨候間、高山隠居分鮎河・比野以下百貫文之所、出置候」とあり、信玄はさらなる今後の軍役奉公を期待し、西上野衆の小幡宗家三男民部助昌高へ知行宛行をしている（軍勢催促・行賞権）。

次に、武田氏当主勝頼が規模不明の上信国衆へ軍事指揮権を行使した例として、天正元年（一五七三）比定、七月晦日付道紋・奥平美作守宛武田勝頼書状写（『戦武』二二四三号）では、「仍敵于_レ今長篠在陣之由候条、（中略）勝頼も上信之人衆引付、三日之内ニ可_二打着_一候」とあり、作手城主奥平定勝・定能父子に勝頼が宛てた書状であり、徳川家康軍が長篠城（城主は長篠菅沼氏）の包圍攻略を進めている。この状況に勝頼は援軍を次々投入し、自身も西上野衆・信濃衆を引き連れて長篠城へ向かう様子が分かる（軍勢催促・戦闘指揮権）。このように武田氏当主勝頼が外様国衆を本隊に従軍させていることが分かる。西上野中小国衆が従軍していると考えれば、箕輪城代も従軍しているものと考えらる。

次いで勝頼が軍事指揮権を行使した例として、天正元年（一五七三）一二月一日付岡部次郎兵衛尉正綱宛武田勝頼判物写（『戦武』二二三三三号）では、「一、駿州島田之内 百五拾貫 此外増分式拾六貫、柴河原共二、一、遠州吉永之内 百貫 已上 従_二最前_一別而忠節、誠感入候、然者以_二先御判形_一被_二渡置領知_一、自今已後弥不_レ可_レ有_二相違_一候、猶依_二戦功_一可_レ令_二重恩_一者也」とあり、勝頼による先判安堵である。翌年が高天神城攻略であり、勝頼は駿河先方衆である岡部正綱との主従関係を強化していると考えられる（戦功認定・行賞（先判安堵権））。

次いでここで、勝頼の箕輪城代内藤昌秀への軍事指揮権行使を確認しておきたい。天正二年（一五七四）比定、四月一三日付内藤修理亮（昌秀）宛武田勝頼書状（『戦武』二二八三三号）では、「行等可_二談合_一候条、廿二日岩村田へ著陣待入候」（中略）^{D1}「追而、其城用心堅固_二被_二申付_一、一騎之体_二而、参陣尤候」とあり、武田氏当主勝頼が岩村田まで出陣して作戦会議をするので、箕輪城代内藤昌秀は、傍線部Dのように箕輪城の備えをしっかりと聞いて、自身と供廻りの者のみで岩村田へ参陣しなさいと命令をされている（軍勢催促）。箕輪城代は、まさに武田氏当主命令にすぐさま反応し、指示を仰ぐため武田氏当主のもとへ駆けつける性格の役職（機関）であり、位置づけといえよう。

さらに勝頼の中小国衆への軍事指揮権行使例として、天正二年（一五七四）比定、□月二七日付依田新左衛門宛武田勝頼感状写（『戦武』二四三六号）では、「^高」天神城攻之砌、「^{掛川市}」捕之殿神妙候」とあり、信濃佐久郡国衆望月信雅の家臣依田新左衛門が高天神城攻略で活躍したことに勝頼から感状が発給されている（感状発給権）。

以上、本章でみてきたことは、武田氏領の最高権力者である武田氏当主が城代や国衆等へ軍事指揮権を行使している事例である。当然のごとく武田氏領に關し、武田氏当主は軍事指揮権を行使している。箕輪城代においても、提示史料の傍線部A・B・C・Dから窺えるように、武田氏当主からの命令にすぐさま反応している。つまり武田氏当主から指揮監督を受ける出先機関にすぎないといえるのではないだろうか。そこで外様国衆を軍事動員し、軍役に従事させる権限は武田氏当主の専権であり、箕輪城代の軍事指揮権はあくまでも武田氏当主委任の限定的なものといえよう。

さらに傍線部A・B・C・Dからの注目点は、Aは箕輪城代の浅利信種が箕輪城を留守にしていた点である。Bは箕輪城代内藤昌秀が留守中の用心を、在番へ命じて留守にしている点である。Cも箕輪城代内藤昌秀が箕輪城を留守に

している点である。Dも箕輪城代内藤昌秀が留守を在番へ申し付け、箕輪城を留守にしている点である。さらに他の例をあげると駿河江尻城代の山県昌景が、駿河江尻城の在番を遠江衆の孕石元泰に任せている例がある（元龜二年（一五七一）比定、孕石元泰宛山県昌景書状写『戦武』一七〇四号）。これは江尻城代の山県昌景が武田氏の軍事作戦で出陣したため、留守を孕石元泰に任せているのである。

このように城代の行動の特徴として、任地を離れることが武田氏の軍事作戦に伴い、比較的多く発生していた可能性である。これについてはすでに丸島和洋氏と柴辻俊六氏から以下の指摘が出されている。丸島氏は、（浅利信種は）「つねに箕輪に在城し続けていたわけではなかったらしい」という指摘であり、柴辻氏は、「城代クラスは、一定期間府中に在府して執務に関与した時期のあったことがはつきりする」と述べている⁽⁶⁾。

このように城代は武田氏当主の命令で任地を離れて活動することが多かったことが考えられ、また武田氏当主の統制を直接的に受けていた性格が明らかといえよう。

おわりに

以上、箕輪城代の権限と位置づけは、栗原・有光・柴辻の三氏等の見解と、丸島氏による新たな視角が提示されている現状がある。これらを踏まえ、武田氏当主と箕輪城代の関係を軸に、箕輪城代の権限を再検討した結果、箕輪城代の権限は、武田氏領の最高権力者である武田氏当主の意向・命令を下達するといった権限が中心であり、箕輪城代は武田氏当主の委任に基づき権限が行使されているに過ぎないのではないかと。つまり箕輪城代は、武田氏領統治における出先機関の役割といえるのではないだろうか。

このことから箕輪城代の自立は限定的といえる。具体的には、箕輪城代には

軍事指揮権のほか行政的権限も付与されていたといえるが、行政的権限はあくまでも限られていたものといえる。つまり①箕輪領に限定される緊急的・直接的な事柄、②箕輪領外になるが、武田氏当主の委任に基づきその代理として権限を行使する場合などである。

軍事指揮権では、武田氏当主の委任のもと緊急時等で城代の戦闘指揮権が行使されることは間違いなさであろう。しかし、軍事指揮権・行政的権限とも武田氏当主が細部にわたり中央集権的に権限を握っており、城代は武田氏当主の委任に基づき限定的に権限を行使できたに過ぎないといえる。箕輪城代は、武田氏当主から強く統制を受ける役割（機関）であったといえよう。

丸島氏も郡司論の問題点は認識している。柴辻氏の指摘のひとつに、諏方郡司以外の論拠が『甲陽軍鑑』であり、史料の信頼性に欠けるという指摘がある。本稿でもこの点は賛成であり、一次史料で、箕輪城代を「郡司」と呼んでいるものはない。また箕輪城代が置かれた時期の箕輪領の領域は、はつきりしなく、検討課題として残っているといえる。

このように本稿では、箕輪城代の権限を過大に評価する見解については、柴辻氏同様に疑問である。さらに賛否両論を踏まえての議論が必要と考える。さらに他の城代の事例等をみていくことを今後の課題としたい。

註

- (1) 『日本国語大辞典』（小学館、一九一頁）。
- (2) 実方寿義「戦国大名後北条氏の支城制について―支城（領）の設定と支城主・城代の権力範囲―」（『史叢』二八、日本大学史学会、一九八一年）。
- (3) 同右、一五頁。
- (4) 黒田基樹「あとがき」（同著『戦国大名北条氏の領国支配』岩田書院、一九九五年）二九七―八頁。
- (5) 同右、二九八頁。
- (6) 同右。
- (7) 同右、二九八―九頁。

- (8) 有光友學「戦国大名今川氏の権力機構」(本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年)三四頁。
- (9) 柴辻俊六『戦国期武田氏領の展開』(岩田書院、二〇〇一年)四三―五六頁。
- (10) 同右、五三頁、「第3表 諸城主権限表」を参照。
- (11) 同右、五三頁。
- (12) 信玄・勝頼の重臣。信濃深志城代・同牧之島城代を歴任(柴辻俊六・平山優・黒田基樹・丸島和洋編『武田氏家臣団人名辞典』東京堂出版、二〇一五年)五六―七〇頁。重臣は、「重要な職務にある臣下」(『日本国語大辞典』)とあるので、重要な職務にあった家来ということであろう。
- (13) 武田信玄の側近から宿老まで登りつめた人物(同右、辞典、六八―四頁)。側近は、「貴人、権力者などのそば近く仕えること、また、その人」(『日本国語大辞典』)とあり、近臣は、「主君のそば近くに仕えるけらい」(『日本国語大辞典』)とあるので、「側近」「近臣」は、主君のそば近くに仕える家来でありであろう。そして宿老は、「戦国大名の支配機構における最高の職制、…江戸時代の藩の家老に相当」(『国史大辞典』)とあるので、このような地位と考えてよいであろう。
- (14) 信濃小県郡真田郷の国衆。実名は一般に幸隆として知られるが、幸綱が正しい(同右、辞典、三四九―五〇頁)。
- (15) 前掲註(9)書、四二頁。
- (16) 柴辻俊六『信玄の戦略』(中公新書叢、二〇〇六年)三一頁の図を参照。
- (17) 「西上野」は、概略現群馬県の西半分の地域を指したと考えられる。このことについては、築瀬大輔氏は「西上野」「東上野」を体制的な意味と地理的な意味で説明している。地理的な意味では、「利根川の東と西」の意味である。体制的な意味では、「古河公方陣営の東」と「上杉陣営の西」である。同著『関東平野の中世 ―政治と環境―』(高志書院、二〇一五年)一八一―二頁。この件については先行研究として、峰岸純夫氏が概略利根川を境として伝統的豪族層が蟠踞する「東上野」等の地域と中小国人層が一揆の形態で存在する地域との二区分で分けている。同著『中世の東国 ―地域と権力―』(東京大学出版会、一九八九年)二〇八頁。また井上哲朗氏は、「半国」や「西上州」「東上州」は宗教的職権にも関わる伝統的地域区分であり、利根川ではなく郡界に規定されたものとの見解を示している。同論文「戦国期における「半国」について ―西上州を中心として―」(『立教日本史論集』三、一九八五年)。
- (18) 栗原修「武田氏の箕輪領支配」(同著『戦国期上杉・武田氏の上野支配』岩田書院、二〇一〇年)。
- (19) 同右、二八七―九二頁。栗原修氏は、「箕輪并近辺」の全体像には言及していない(同右、三一〇―一頁)。
- (20) 峰岸純夫「戦国時代の『領』と領国 ―上野国新田領と後北条氏―」(同著『中世の東国 ―地域と権力―』東京大学出版会、一九八九年、初出は『慶応義塾志木高等学校研究紀要』創刊号、一九六九年、のち『東国大名の研究』吉川弘文館、一九八三年にも所収)一五〇―一頁。
- (21) 井上哲朗「戦国期における「半国」について ―西上州を中心として―」(『立教日本史論集』三、一九八五年)二一―三頁。因みに池上裕子氏によると、「関東幕注文」は永禄四年(一五六一)正月から三月にかけて作成されたという『群馬県史』資料編7、二二―二二号)。
- (22) 井上氏は『神奈川県史』八八三一号をあげている。同史料は『群馬県史』(資料編7)三二―六号にても所収。
- (23) 黒田基樹「武田氏の西上野経略と甘利氏」(同著『戦国期東国の大名と国衆』岩田書院、二〇〇一年)一〇五―一六頁。
- (24) 丸島和洋「戦国大名武田氏の西上野支配と箕輪城代―内藤昌月宛「在城定書」の検討を中心に―」(『地方史研究』三六九、二〇一四年)一五―一六頁。
- (25) 同右、丸島論文。
- (26) 同右、一五―一六頁。
- (27) 丸島和洋「武田氏の領域支配と郡司―信濃国諏方郡支配を事例として―」(同著『戦国大名武田氏の権力構造』(思文閣出版、二〇一一年)。
- (28) 柴辻俊六氏は、丸島和洋氏が諏訪郡司のあり方を伊那郡司・川中島郡司・西上野郡司・美濃遠山郡司へ適用して検証している点に触れ、依拠するところは平山氏の論考「春日虎綱の海洋領支配」と「甲陽軍鑑」であると述べている。そして「郡司」表記のものは確かにいくつかがあろうが、それは古代国郡制の遺称と思われ、この時点ですでに郡代と同義につかわれていたとの見解である(柴辻俊六『戦国期武田氏領の地域支配』岩田書院、二〇一三年)六一―二頁。
- (29) 前掲註(18)書、二八七―三一三頁。栗原氏は箕輪城代の変遷を①永禄九年(一五六六)九月、②永禄一〇年、春日虎綱(永禄一〇年三月から真田信綱が合流)在番、③永禄一一年(一五六八)〜永禄一二年一〇月、浅利信種、④永禄一二年(一五六九)一〇月〜天正三年(一五七五)五月、内藤昌秀、⑤天正三年五月〜天正七年(一五七九)不在期、⑥天正七年二月〜天正一〇年(一五八二)三月、内藤昌月としている。
- (30) 前掲註(12)人名辞典、二四七―九頁。
- (31) 同右、三二―三頁。
- (32) 同右、五二九―三一頁。内藤昌秀については、服部治則氏の論文があり、内藤昌秀の人物ついて、最新の知見を提示している。服部治則「内藤修理亮とその系譜」(同著『武田氏家臣団の系譜』岩田書院、二〇〇七年。初出一九八

- (9年)。
- (33) 同右人名辞典、五二七―九頁。
- (34) 信濃国伊那郡高遠の国衆。高遠諏方頼継の家臣。天文二年(一五五二)に、頼継が武田氏に滅ぼされるとその直臣となったとされる(同右、辞典、六〇六―七頁)。
- (35) 天文三年(一五三四)〜永禄一〇年(二五六七)八月二日、三四歳、父虎泰が天文一七年の上田原の戦いで戦死した際に家督をつぎ、同心一五〇騎を引き継いだという(同右、辞典、五九―六一頁)。
- (36) 黒田基樹「武田氏の西上野経略と甘利氏」(同著『戦国期東国の大名と国衆』岩田書院、二〇〇一年)一〇五頁。前掲註(12) 人名辞典、六一頁の丸島氏の記述。
- (37) 前掲註(18) 書、三一〇頁。
- (38) 同右、三一―頁。
- (39) 同右。
- (40) 前掲註(24) 丸島論文、一四頁。
- (41) 同右。
- (42) 同右、二・三・一六頁。
- (43) 平山氏は海津城領を、郡代的な性格をもつ城代である春日虎綱が支配していたという見解を述べている(平山優「戦国大名武田氏の海津領支配について―城代春日虎綱の動向を中心に―」(『甲斐路』八〇、山梨郷土研究会、一九九四年)六三頁)。
- (44) 前掲註(28) 書、六一―四頁。
- (45) 同右。
- (46) 柴辻氏は城代について、さらに「一時的に特定城郭への在勤を命ぜられたのであって、若干の在城領は付与されるが、その地域での恒常的な領主支配はみられないのである」と述べている(柴辻俊六『戦国期武田氏領の形成』校倉書房、二〇〇七年)四九頁。
- (47) 前掲註(27) 書、二三三頁。
- (48) 片桐昭彦『戦国期発給文書の研究―印判・感状・制札と権力―』(高志書院、二〇〇五年)五六頁。
- (49) 前掲註(24) 丸島論文、一四頁。
- (50) 同右。
- (51) 酒井憲二編著『甲陽軍鑑大成』(第一巻本文篇上) 汲古書院、一九九四年、一八七頁。
- (52) 前掲註(24) 丸島論文、一一―三頁。
- (53) 平山優『戦国大名と国衆』(角川選書 611、二〇一八年)二四五―六頁。

- (54) 漆原徹『中世軍忠状とその世界』(吉川弘文館、一九九八年)二二―頁。
- (55) 北村圭弘「南北朝期・室町期の近江における京極氏権力の形成」(滋賀県文化財保護協会編『紀要』三一、二〇一八年)四九頁。
- (56) 戦国大名研究史において、一九八〇年代以降、守護領国制論が行き詰まり、大名領国制論と国人領主制論が提唱されたが、これら二つの理論の課題を克服する見解として「室町幕府―守護」体制論が現れた。そしてこの「室町幕府―守護」体制論を深めたものとして、川岡勉氏により「幕府―守護体制」論が提唱された。また川岡氏と似た見解として、矢田俊文氏により戦国期守護論が提唱された。川岡・矢田両氏の理論に共通する点が、戦国期社会を、近世との連続面や室町期との連続面で捉えていることであった。尚、大名領国制論は、永原慶二氏により提唱され、池享氏が継承し、室町期と戦国期の断絶面が強調された。研究史上において、このような議論がされてきているのである(水林純「室町期の守護・国人から戦国期の領域権力へ」(戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆』戎光祥出版、二〇一八年)一一―八頁参照)。
- (57) 久留島典子「戦功の記録 中世から近世へ」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一八二、二〇一四年)一六七頁。
- (58) 同右、一七八頁。
- (59) 永禄一年正月一九日付浅利信種判物(『戦武』一二三〇号)の宛所が、「箕輪在城衆」「同番手衆」とあるので「箕輪在陣衆」と「箕輪在城衆」は同じ意であろう。栗原修氏は、箕輪在城衆として松鶴軒(称津常安)・大井左馬允入道高政・同小兵衛尉満安の名をあげ、在城衆が「他国人」と述べている(前掲註(18) 書、二九三―四頁)。柴辻俊六氏は、支城主・城代・在城主・城番主には、在城衆や番手衆が附属させられており、在城衆について、「相番や加番や輪番制などによって、城主と同格のものが任じられている場合もあるが、その中心は城領地域内の国衆・地侍」と述べている(前掲註(9) 書、五二―三頁)。
- (60) 前掲註(12) 人名辞典、三二頁。
- (61) 前掲註(9) 書、四八頁。
- (62) 前掲註(27) 書、二四五頁の註(91)。